

長 介 第 1157 号
令和 6 年 11 月 19 日

地域密着型サービス事業所の管理者 様
居宅介護支援事業所の管理者 様
介護予防支援事業所の管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

介護保険事業者指定関係手続きのオンライン化について（通知）

介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請等の手続きは、厚生労働省の「電子申請届出システム」（以下、「国電子申請システム」という。）により提出すること、申請・届出は国の示す標準様式例を使用することが原則化されたところです。（令和 6 年 4 月 1 日施行。）

以上を踏まえ、令和 7 年 1 月より介護保険事業者指定に関する手続きを、国電子申請システムにてオンライン化することとしましたので通知します。つきましては、下記の事項にご留意いただき、国電子申請システムにより提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 電子申請・届出の開始日
令和 7 年 1 月 6 日（月）

- 2 国電子申請システムによる電子申請（申請・届出書類の提出について）
令和 7 年 1 月 6 日以降に長岡市へ提出する介護保険事業者指定に関する申請及び届出については、原則、国電子申請システムによる電子申請とします。
 - (1) 電子申請の対象とする手続
 - ・新規指定申請
 - ・変更届出
 - ・指定更新申請
 - ・再開届出、廃止・休止届出
 - ・指定辞退届出
 - ・介護給付費算定に係る体制等届出
 - (2) 国電子申請システム
以下の URL からアクセスしてください。システムの使用にあたっては、事前に G ビズ ID の取得が必要です（取得については、下記 3 を参照）。
○電子申請・届出システム URL
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>
 - (3) システム操作方法
システムの操作方法は、国電子申請システムのログイン画面右上、ヘルプページから操作マニュアル等を参照してください。また市ホームページにリンクを掲

載しています。

○市ホームページ「介護保険事業所指定の手続きは「電子申請届出システム」で」
<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/online.html>

3 GビズIDの取得について

国電子申請システムの利用にあたっては、GビズIDが必要です。

GビズIDをお持ちでない場合は、早めの取得をお願いいたします。(書類審査等に2週間程度かかることがあります。)

○GビズIDURL

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

4 その他

国電子申請システムの利用にあたり準備期間を要する事業所は、当面の間、これまでどおりの提出方法(メール、郵送、窓口へ持参)による申請・届出も可能です。

担 当：介護保険課 介護事業推進係
電 話：0258-39-2245
F A X：0258-39-2278
e-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp